2020(令和 2)年度 大学評価統括本部における外部評価結果

2021(令和3)年3月

東洋大学 大学評価統括本部

目次

I. 本学における外部評価の活動について	3
Ⅱ. 外部評価結果	4
Ⅲ. 外部評価受審用自己点檢•評価報告書	9
【参考資料】大学評価統括本部の運営に関する外部評価実施要領	28

I. 本学における外部評価の活動について

○大学評価統括本部における外部評価

本学では、自己点検・評価活動の客観性、妥当性を担保する観点から、全学的内部質保証推進 組織である大学評価統括本部において、外部評価を 2020 年 12 月~2021 年 3 月に受審した。大学 評価統括本部における外部評価については、「大学評価統括本部規程」第 5 条において、年1回以 上外部評価を受けることを明らかにしており、大学評価統括本部の業務と本学の内部質保証体制や そのシステム全般において、外部評価を受けた。

外部評価の実施概要は以下のとおりである。

点検•評価項目	大学基準協会が定める大学基準のうち、基準2「内部質保証」をもとに、 独自設定。
外部評価委員	① 駒村 圭吾 氏学校法人慶應義塾 常任理事、慶應義塾大学法学部教授② 藤巻 正志 氏一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会専務理事・事務局長

Ⅱ. 外部評価結果

大学評価統括本部における外部評価結果

評価者氏名: 駒村 圭吾

以下のとおり、貴学の内部質保証に関する外部評価の結果を報告いたします。

【総合評定】

総合評定: [S · A · B · C]

評定	基準
S:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築
	されているとともに、そのシステムの有効性が極めて高いことが調書・根拠資料等で証明され
	ている。
A:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築
	されており、そのシステムは概ね有効に機能している。
В:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制とそのシステムの有効性におい
	て、やや不十分な点があり、改善が求められる。
C:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が構築されているとはいえず、抜
	本的な改善が求められる。

【所見】

- (1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。またその方針は適切であるか。 2019 年 10 月に内部質保証体制の見直しと規程の整備が行われ、同年度 3 月と翌年度 10 月 に内部質保証のサイクルを稼働させている。全体の体制はとてもよく整備されており、申し分な い。しかし、整備が整ったのが 19 年度であり、実施されてから日が浅く、20 年度はコロナ禍によ る一部の手続きを簡略化されているため、不十分な展開を余儀なくされた懸念が残る。
- (2) 全学的な内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

教学と法人の一体化が確保されており、大きなダイナミズムが確保されている。

(3) 全学的な方針及び規程等に定められた手続に基づき、内部質保証体制を構築し、そのシステムは有効に機能しているか。

3ポリシーについて、その整備単位を細かく丁寧に区分され、また、非常に懇切な「改訂方針」には正直驚かされた。ただし、3ポリシーの改訂が終了したかどうかが、自己点検・評価報告書から読み取れなかった。3ポリシーは内部質保証を領導する理念そのものであるので、ここが未完であるとあとの点検・評価も未完とみられる可能性がある。もちろん、既存の3ポリシーがその役割を果たしているのであろうが、とてもよくできた改訂方針が示されているので、その反映が期待される。

(4)教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況及び自己点検・評価結果等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

特段の問題は見当たらない。

(5) 内部質保証体制及びそのシステムの有効性に関する適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

この点も特段の問題はないように思われる。ただし、学部等の教学部門単位の「中期計画」につき、内部質保証の PDCA サイクルとの連動が模索されているが、全学的な「中期計画」との連関はどのようになっているのか、この点が自己点検・評価報告書からは明確に読み取れなかった。

評価者氏名: 藤巻 正志

以下のとおり、貴学の内部質保証に関する外部評価の結果を報告いたします。

【総合評定】

総合評定: [S · A · B · C]

評定	基準
S:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築
	されているとともに、そのシステムの有効性が極めて高いことが調書・根拠資料等で証明され
	ている。
A:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築
	されており、そのシステムは概ね有効に機能している。
В:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制とそのシステムの有効性におい
	て、やや不十分な点があり、改善が求められる。
C:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が構築されているとはいえず、抜
	本的な改善が求められる。

【所見】

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。またその方針は適切であるか。 内部質保証のための全学的な方針及び手続については、2019 年改訂における規定整備により 実際の手続きと運用も含めて明示されたことで、一貫性が担保された。また、方針についても、 PDCA サイクルを適切に回しながら有効に機能させるとしており、望ましいものとなっている。

(2) 全学的な内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

大学評価統括本部を内部質保証推進組織として位置づけ、その下に各学部・各研究科、その他の諸委員会及び大学運営・財務等の自己点検・評価活動の結果が集約されるなど、教学と法人が一体となった体制が構築されている。また、大学評価統括本部の構成員には、本部長である学長はじめ、教学、総務、財務担当の各常務理事等がメンバーとして参加している。全学的な内部質保証の推進には、学内を統一する意志の下に体制整備を行う必要があるが、こうした観点からみても、全学を網羅する体制が整っている。

(3) 全学的な方針及び規程等に定められた手続に基づき、内部質保証体制を構築し、そのシステムは有効に機能しているか。

全学的な方針及び規程等に定められた手続によって内部質保証体制を構築しており、システムとして概ね有効に機能している。今後、運用面で最も留意すべきことは、点検・評価した結果が次年度以降の計画策定につながる等、実際に改善をみたかどうか、ということである。近年、人々の行動変容など社会情勢の変化が著しいなか明確に改善の成果を示すには、特命のプロジェクトチームを編成して対応にあたり、ステークホルダーズにアピールすることも一案であろう。

(4)教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況及び自己点検・評価結果等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

情報公開については、各学部及び各研究科の3ポリシーはじめ、過年度の自己点検・評価結果、認証評価結果、改善報告書等、諸活動の状況とともに、内部質保証に関する全学的方針や諸規程等について大学ウェブサイトに適切に公表している。教育情報の公表は、広報課を中心に教育情報全般を把握する学長室、大学評価支援室等が連携を図り、適切かどうか点検を行っている。なお、授業形態はじめ昨今の社会全般を通じたオンラインニーズの高まりを一つの契機ととらえ、発信する情報の正確性や信頼性、オンラインシステムの使い勝手の向上等、効率的かつ戦略的に管理・運営する観点から、これらを統括する部署の新設も有益であろう。

(5) 内部質保証体制及びそのシステムの有効性に関する適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証体制及びそのシステムの有効性に関する適切性については、定期的に点検・評価を実施しており、それが改善・向上の取り組みに反映されて質保証に寄与している。今後、さらに有効に機能させるためには、PDCAサイクルによって改善や質向上が実現したか否か、その理由について、全学的に認識を一にすることが重要である。目標と成果が乖離しても、その理由を理解すれば次の行動がとれるため、評価疲れの蓄積で活力を失することもない。数値化した目標を全学で共有し、着実に改善実行して成果を示すことが、大学の持続的発展につながる。

大学評価統括本部における外部評価受審用の 自己点検・評価報告書

内部質保証

(1)現状説明

点検・評価項目①: 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

【評価の視点】

- ○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- •内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割
- ・当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

<内部質保証のための全学的な方針および手続きの設定とその明示>

前回の第2期大学評価(認証評価)を受審した2014年度当時から、その後2018年度に至るまでの本学の内部質保証のための方針及び手続等については、以下のとおりであった。

【2018年度までの内部質保証に関する方針】

全学的かつ定期的な自己点検・評価活動を実施するとともに、構成員の内部質保証に対する理解を深め、自己点検・評価の結果を、改革・改善につなげることができるシステムの構築と、それを支える構成員の意識を醸成する。

上記の方針に基づき、自己点検・評価担当の副学長及び各学部・研究科の自己点検・評価に係る 委員会の委員長、教務部長、学生部長らで構成される東洋大学自己点検・評価活動推進委員会が、 内部質保証の牽引役を担ってきた。

自己点検・評価活動にあたっては、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目に準拠し、本学独自の点検・評価項目を追加設定した共通フォーマットを用いるほか、各学部等による自己点検・評価報告書の記述内容を委員会内の委員同士で相互にチェックし合うピアレビューを実施するなど、自己点検・評価の客観性及び妥当性の向上に努めながら、卒業の認定・学位授与に関する方針、教育課程編成・実施に関する方針及び入学者受入れに関する方針(以下、3 ポリシー)の策定単位である、学科・専攻ごとに自己点検・評価活動を実施していた。

しかしながら、学部・研究科ごとに置かれるべき自己点検・評価に係る委員会の設置については、 規程上明確となっておらず、学科会議やカリキュラムを検討する委員会などがそれを兼ねており、自 己点検・評価活動の実態は各学部・研究科の自主性に委ねられている状況であった。

第2期の認証評価受審後、2015年度、2017年度、2018年度と全学的な実施ガイドラインに則り、 学部・研究科の自己点検・評価活動を行ってきたものの、学部・研究科以外の諸組織を含む自己点 検・評価体制及び全学的な内部質保証を推進する組織が明確になっていなかった。

また、3 ポリシーを起点とした PDCA サイクルを実現するために必要な学修成果の測定と評価等についても、具体的な測定指標の策定手順等を明らかにしていない状況であった。さらに、学部と研究科以外の諸組織における自己点検・評価活動については、第 2 期認証評価の受審前年度以降、定められた手順や規則によって実施されておらず、図書館や国際教育センター等においても年次報告書の作成に留まっており、自己点検・評価活動の実態は各組織に委ねられている状況であった。

学長の下で組織する大学評価統括本部は、第2期認証評価の受審前から組織されていたものの、 認証評価の受審準備と認証評価結果に対する改善対応が主業務であったため、大学全体の幅広い 観点から、内部質保証を推進する機能を備えた組織ではなかった。

これらの課題や反省等を踏まえ、2019 年 10 月に、学長の下で内部質保証に関する全学的方針 (以下、「全学的方針」)を抜本的に見直すとともに、内部質保証推進組織の権限と役割、各学部・研究科その他組織との相互の関係性の明確化を図り、内部質保証体制を実質的に機能させるための規程の整備にあたった。

具体的には、大学評価統括本部の下で、「全学的方針」を見直すとともに、2019 年 10 月に「大学評価統括本部設置に関する規程」を、「大学評価統括本部規程」(以下、「本部規程」)として改正し、全学的な内部質保証推進組織として機能するよう整備した。

なお、「本部規程」には、本学の内部質保証推進体制に係る客観性及び妥当性を高めるため、年 1回以上、外部評価を受けることを規定している。

2019年度に改訂した「全学的方針」は、以下のとおりである。

「内部質保証を推進するための基本的な考え方」

- (1)本学の建学の精神、目的及び各学部・研究科が掲げる教育目標等並びに諸活動の方針の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動並びに組織及び運営について、自主的かつ自律的に自己点検・評価を行い、教学マネジメントのもとで、教育研究水準の向上に資する改革を推進する。
- (2)全学における内部質保証の推進を担う組織(全学的内部質保証推進組織)は、大学評価統括本部とし、その下に学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を統括する全学自己点検・評価活動推進委員会(以下、全学委員会)、その他の諸委員会、各部局の自己点検・評価体制との連携を図り、全学的な観点に基づき、必要な連絡調整及び提言(フィードバック)を行い、教育研究及び諸活動の企画、運営、検証、改善・向上の一連のプロセスの一層の充実を図る。
- (3) 自己点検・評価活動の実施にあたっては、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、外部評価を行うよう努める。
- (4) 自己点検・評価活動をはじめとする内部質保証推進の状況について、社会的公表を行う。
- (5)教育の質保証について、組織内の意識の醸成と涵養を図るとともに、学生の成長及び教育研究力の向上に資するよう、教職協働のもとで、学内の有機的な連携関係を形成する。

「内部質保証を推進するための組織の権限・役割等」

- (1)全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部の下に、学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を統括する全学委員会を置き、全学委員会の下に学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を組織し、自己点検・評価活動を推進する。
- (2)学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会は、教育目標、「卒業の認定及び学位授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」に基づく教育活動について自己点検・評価活動を組織的に行い、その結果を全学委員会に報告する。
- (3)全学委員会は、学部・研究科ごとの自己点検・評価の状況について相互評価(ピアレビュー)を行うとともに、大学評価統括本部に自己点検・評価結果を報告する。

- (4) その他の諸委員会及び各部局は、大学評価統括本部の下で、自己点検・評価活動を行い、その結果を大学評価統括本部へ報告する。
- (5)大学評価統括本部は、全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織等に対して、提言(フィードバック)を行い、改善活動を促進する。また、学部及び研究科の自己点検・評価活動については、教学の自主的、自律的な内部質保証を推進する観点から、全学委員会から提言(フィードバック)を行うことを可能とする。

「内部質保証を推進するための手続き・運用」

- (1)全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部の業務、権限、その他運営に関しては、「東洋大学大学評価統括本部規程」に定める。
- (2)学部・研究科ごとの自己点検・評価活動、その活動を統括する全学委員会の業務、権限、その他運営に関しては、「東洋大学自己点検・評価活動推進に関する規程」に定める。
- (3) その他の諸委員会及び各部局における自己点検・評価活動については、大学評価統括本部の下に、各部局と連絡調整を図り、相互評価を行うことを目的とした部会を設け、各組織の協力のもとに進める。
- (4)評価基準については、大学設置基準及び大学院設置基準並びに大学基準協会が掲げる大学基準に基づく点検・評価項目等を考慮する。
- (5) 内部質保証推進体制については、関係組織と連携しながら、継続的、組織的に検証・改善を行い、最適化を図る。

上記の内部質保証のための全学的な方針及び手続を明らかにし、学部長会議、大学院研究科長会議、事務局部長会議で共有を図っている。

点検・評価項目②: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

【評価の視点】

- ○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<全学内部質保証推進組織の整備>

前述の「全学的方針」に示されているとおり、大学評価統括本部を本学の内部質保証推進組織と して位置付けており、各学部・研究科、その他の諸委員会、大学運営・財務等の自己点検・評価活動 の結果が、大学評価統括本部に集約され、教学と法人が一体となった体制により、必要な改善に向 けた提言等がなされる仕組みを構築している。

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成>

大学評価統括本部の構成員は学長を本部長とし、教学担当常務理事(副本部長)、総務担当常 務理事、財務担当常務理事、全学自己点検・評価活動推進委員会委員長、事務局長、教務部長、 研究推進部長、教務部事務部長、学長室長、大学評価支援室長で構成されている。このように、教 学と法人が一体となり、全学的観点で内部質保証を推進する体制を構築することが可能となっている。

点検・評価項目③: 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

【評価の視点】

- ○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学と しての基本的な考え方の設定
- ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な 対応
- ○点検・評価における客観性、妥当性の確保

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方>

3ポリシーの策定について、本学では、大学設置基準に基づき、学則第4条の3に「各学部は、前条の目的を達成するために、学部及び学科又は専攻の卒業の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を学部規程に定める。」と規定し、大学院学則では、学則を準用し、大学院設置基準に基づき3ポリシーの策定について規定している。

これを踏まえ、各学部・研究科は、学則及び大学院学則に基づき3ポリシーを策定し、各学部規程 及び各研究科規程にそれぞれ規定するとともに、大学ホームページにて公表している。

なお、本学では、原則として、カリキュラムの編成単位ごとに3ポリシーを策定することとしており、学部では各学科(学科の下に専攻を置く場合は専攻)、大学院研究科では各専攻の課程ごとに3ポリシーを定めている。また、学部を中心に、原則4年ごとに大幅なカリキュラム改訂を行っており、その改訂期に合わせて3ポリシーを見直す機会としている。

一方、3 ポリシーを策定するために全学の基本的な考え方について、2016 年度に行われた学部でのカリキュラム改訂においては、文部科学省中央教育審議会より示された答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえる旨の周知を行ったものの、本学としての 3 ポリシーの策定方針は明確ではなかった。

上記の状況のなか、昨今求められている3ポリシーの重要性に鑑み、次期カリキュラム改訂を2021 年度に控えていることを踏まえ、本学における3ポリシーの策定に関する基本的な考え方を明確にする検討を行った。

具体的には、2018 年 3 月の学部長会議にて協議したうえで、学内の教職員を集めたワーキンググループ「学修成果指標検討会議」を発足させ、2018 年 12 月に至るまで検討を行った。

会議の発足当初は、学修成果測定指標の開発に必要な手順等を検討することが大きな目的であったが、3 ポリシー自体の内容を再点検し、卒業時に求める学修成果等を明確に示していかなければ、適切な学修成果の測定には辿りつかないとの見解に至り、本学としての 3 ポリシーの策定に関する基本的な考え方、そして学修成果測定指標の策定に関する基本的な考え方として、以下のとおり、

「ディプロマ・ポリシーの改訂方針」

ディプロマ・ポリシーは、大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針として、学生の学修成果の目標となるよう、策定する必要があります。改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

- (ア) 全学的教育目標「東洋大学スタンダード 2021」に示した東洋大学生として身につける力を踏まえながら、各学問分野の特性を十分に考慮し、学生が身につけるべき資質・能力など、「何ができるようになるか」を明らかにするよう、学修成果の測定が可能な表現にする。また、「人材養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」の見直しと一体的に進める。
- (イ) 国際通用性及び高大接続の観点を踏まえ、学士力答申で求めている「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」に即して幅広い能力を修得できるように示す。
- (ウ) 日本学術会議が策定する「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を活用し、合致する分野や隣接する分野の参照基準の内容を適宜取り入れ、学問分野に即した能力及び学びを通じて高めることのできる一般的、汎用的な能力を表現する。

「カリキュラム・ポリシーの改訂方針」

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するかを定める基本的方針として示すことが必要です。改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

(ア)ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の目標を達成するために、どのようなカリキュラム(教育課程)を編成するのか、順次性を考慮して、各学修段階でどのような能力を獲得する科目を配置するかについて示す。また、専門教育及び基盤教育において連携して教育がされることを踏まえ、カリキュラムの体系性を考慮して示す。

(イ)学生の主体的な学びを促進することを踏まえ、どのような教育内容・方法を取り入れるのか、具体的に示す。

「アドミッション・ポリシーの改訂方針」

アドミッション・ポリシーは、大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針として示すことが必要です。改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

- (ア)ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、入学前にどのような能力を身につけた学生を求めているか、また「何をどの程度学んできてほしいのか」について、重要な教科などを示しながら、具体的に記載する。
- (イ)高等学校段階までの学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を踏まえて、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の獲得に繋がる、入学段階に求める能力を示す。
- (ウ)入試方法を記載する際は、入学後の教育との関連を十分に踏まえる。

「学修成果の測定に関する基本方針」

ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の目標の達成状況を測定することを基本とし、授業科目の 成績評価(グレード・ポイント)及び全学的に実施している学生の資質、能力等を測定している指標や 学科独自の測定指標を用いることで、総合的、多面的に評価するものとする。

(ア)授業科目のグレード・ポイントを用いる

カリキュラムを構成する授業科目と学修成果の関連性を検証するため、学修成果測定指標には各授業科目のグレード・ポイントを用いることを基本とする。測定に際しては、各学科のディプロマ・ポリシーに求める能力要素と授業科目との関係性を示す対応表を各学科において作成し、それに基づいてグレード・ポイントを集計する。

(イ)グレード・ポイント以外の全学で測定している指標を用いる

TOEIC 等の英語のプレイスメントテスト、学生アンケート、PROG テストなどを活用し、グレード・ポイント以外の測定指標を学科の判断において加える。

(ウ)学問分野に即した独自の測定指標を用いる

全学で実施している測定指標以外に、より学問分野に即した学科独自の測定指標を用いる。卒業研究(論文)等のルーブリック評価の結果や、学科独自で開発する卒業認定試験、進級テストのほか、学修成果の獲得に関連する外部試験のスコア、その他資格の合格、留学実績やインターンシップ実績、TGLポイントなど、学科の判断において様々な測定指標を組み合わせ、学問分野の特性を活かした多面的な測定指標を用いる。

- (エ)学科や学生個人が学修成果の測定結果を総合的に把握できるようにする
- (ア)~(ウ)による測定結果は、グラフ等を活用して総合的に示す。

上記の方針等を踏まえ、各学科等のディプロマ・ポリシーを策定することで、3 ポリシーの明確化、高水準化を図ることとした。また、全学的教育目標である「東洋大学スタンダード 2021」は、本学の建学の精神をはじめとし、学校法人東洋大学ビジョン「Beyond2020」のキーコンセプト、従来の基盤教育カリキュラム「東洋大学スタンダード」の 7 つの目標、文部科学省中央審議会「学士課程教育の構築に向けて」に示された「学士力に関する主な内容」を包括する形で、東洋大学生として身につけるべき力を明確に打ち出している。

これらの方針等は、2018 年 12 月の学部長会議の協議と承認を経て、全学に周知するとともに、 2021 年度カリキュラム改訂に係る各学科等の作業へと取り込まれている。

そのほか、高等教育推進センターより、具体的な改訂の手引きとして「ディプロマ・ポリシー改訂作業の手引き」、「カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー改訂作業の手引き」、「学修成果測定指標策定の手引き」を作成し、各学部・学科に提供し、必要に応じて教授会や学部 FD 研修会等に出向いて説明会を開くなど、具体的な検討作業を支援してきた。

一方、各研究科においては、2019年11月に開催した大学院研究科長会議における「大学院改革 実施タスクフォース」の下で、学部版の3ポリシーの改訂方針や手引きに準拠することとして、学修成 果測定の指標開発と3ポリシーの改訂について取り組んでいる。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

本学の自己点検・評価活動は、大学評価統括本部長である学長の指示に従って、進めることとしている。具体的には、「全学的方針」に示されている「内部質保証を推進するための組織の権限・役割等」、「内部質保証を推進するための手続き・運用」に定めているとおり、大学評価統括本部が全学自己点検・評価活動推進委員会及び全学委員会部会、大学運営・財務部会との連絡調整を図るとともに、当該年度の自己点検・評価活動のスケジュール及び重点的に取り扱う項目などを示した「自己点検・評価活動の手引き」を基に、自己点検・評価活動を実施している。

また、上記の手引き及び各組織の自己点検・評価報告書のフォーマットは、大学評価統括本部の 事務を所管する大学評価支援室において作成しており、全学的に統一されたフォーマットにより、自 己点検・評価活動がなされるように努めている。

さらに、各学部・研究科、その他の組織の自己点検・評価活動については、全学自己点検・評価活動推進委員会及び全学委員会部会並びに大学運営・財務部会の下で集約するとともに、記載内容の客観性及び妥当性を高めるためにピアレビューを行い、必要な助言を相互に行う仕組みを整えて実施している。

なお、2020 年度においては、2019 年度の自己点検・評価活動時にピアレビューを重点化したことで評価の視点に対する理解向上が期待できたこと、自己点検・評価スケジュールを例年より前倒ししたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う負担軽減の必要性などを考慮した結果、2020 年度に限りピアレビューを行わないこととした。なお、それに替わり、学長及び副学長による点検を実施し、記載内容の充実を図るように促した。

これらの各組織の自己点検・評価活動の結果として、大学評価統括本部に自己点検・評価報告書が集約される。大学評価統括本部は、全学的な観点で、長所及び改善ポイントを把握するとともに、必要な提言(フィードバックコメント)を示すこととしており、2019年度は109組織、2020年度は105組織に対し、大学評価統括本部長である学長から、提言を発出し、改善に取り組むよう努めている。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み>

前述のとおり、本学の全学的内部質保証推進組織は、大学評価統括本部であり、その責任を負う。 大学評価統括本部による学部・研究科その他の組織における教育活動の PDCA サイクルを機能させる取り組みについては、次のとおりである。

本学では、大学評価統括本部が「全学的方針」及び「本部規程」に定められた手続きに則り、各組織の自己点検・評価活動の報告を受けるとともに各組織に対して、必要な提言をする機能を備えている。

各学部・研究科の自己点検・評価活動推進委員会、その他の組織から自己点検・評価結果の最終提出を受け、その後大学評価統括本部に報告されたのち、大学評価統括本部において策定された提言を示している。

提言について、2019年度は3月、2020年度は10月~12月にわたり、書面にて示したが、2020年度は、学長自らが各組織の長、担当事務職員と提言に対する意見交換を対面により実施しており、提言内容をより理解しあう機会を設けるほか、書面のみでは共有しづらい課題等についても把握しあうよう努めている。なお、学部においては、各学部の予算要求及び中期計画の進捗状況に係るヒアリ

ングの実施と併せて、提言に係る意見交換を実施し、中期計画と自己点検・評価活動の連動性を考慮するよう努めた。一方、研究科については、大学院研究科長会議の下で実施される大学院改革実施タスクフォースにおいて、中期計画の進捗状況の把握と妥当性の検証を定期的に行っていることから、2020年度においては同会議体において、学長の下で研究科長に対して提言内容を説明するとともに、課題の共有を図った。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施、点検・評価結果に基づく改善・ 向上の計画的な実施>

各学部・研究科の自己点検・評価活動については、前述の「全学的方針」に基づき、全学自己点 検・評価活動推進委員会が中心となって推進しており、具体的な活動は、教育研究活動の実質的な 単位であり、3 ポリシーの策定単位である各学科・専攻において行っている。

各学部・研究科の自己点検・評価活動の運営・推進を担う全学自己点検・評価活動推進委員会の 構成は、内部質保証担当の副学長を委員長とし、各学部・研究科の自己点検・評価活動推進委員会 の委員長、教務部長、学生部長としている。

2019 年度には、従来、課題としてきた各学部・研究科の自己点検・評価活動に係る委員会の必置化について、学長より各学部教授会、各研究科委員会に審議を依頼し、全学的な検討を行った。その結果、2019 年 10 月に、「東洋大学自己点検・評価活動推進委員会規程」を、「自己点検・評価活動推進委員会規程」として改正し、同規程第 2 条により、学部及び研究科ごとに自己点検・評価活動推進委員会を置くことが明確となった。

また、上記の改正により、従来の東洋大学自己点検・評価活動推進委員会を、全学自己点検・評価活動推進委員会に発展させ、各学部・研究科に置く自己点検・評価活動推進委員会との関係性を明確にした。さらに各学部・研究科に置かれる自己点検・評価活動推進委員会の運営について明確にするために、運営に関する要項をすべての学部・研究科に制定し、委員の構成及び役割、開催時期等を明らかにした。

これらの諸規程の整備により、「全学的方針」及び規程等に定められた手続きに基づいて、自己点検・評価活動が行われることとなった。

その他全学的な教育研究等を推進・支援する諸委員会の自己点検・評価活動については、2019年10月に改正した「本部規程」に基づき、それらの諸委員会の自己点検・評価活動をまとめる全学委員会部会を2019年11月に発足させ、自己点検・評価活動を実施した。

この全学委員会部会は、「大学評価統括本部全学委員会部会の運営に関する要項」に基づき、大学評価統括本部長を部会長とし、全学自己点検・評価活動推進委員会委員長、事務局長、学生生活委員会委員長、就職・キャリア支援委員会委員長、高等教育推進委員会委員長、図書館運営委員会委員長、学術研究推進委員会委員長、社会貢献センター運営委員会委員長、国際教育センター運営委員会委員長、ラーニングサポートセンター運営委員会委員長、産官学連携推進本部センター長、情報委員会委員長、学長室長、その他大学評価統括本部が指定した委員会等組織の長を部会員として構成している。なお、構成については、効率的な運営を目的として、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目に即して、諸委員会の事業等を踏まえて構成組織を決めたものであり、学内の全委員会の長が加わってはいない。

大学運営及び財務に関する自己点検・評価活動については、事務局を中心とする、「大学運営・財務部会」を 2019 年 11 月に発足させ、自己点検・評価活動を実施した。同部会の運営に係る規則として「大学評価統括本部大学運営・財務部会の運営に関する要項」を整備し、部会の構成は、事務局長を部会長とし、学長室、内部監査室、経営企画本部事務室、秘書室、総務部、人事部、経理部、管財部の事務部(室)長を部会員としている。なお、大学基準協会が定める大学基準の「大学運営・財務」の点検評価項目に即して、部署等を特定したものであり、全部署の長が加わっているものではない。

「全学委員会部会」及び「大学運営・財務部会」の具体的な自己点検・評価活動については、部会において連絡調整を図り、共通フォーマットを用いて、自己点検・評価を行っている。また、自己点検・評価の妥当性を高めるために、自己点検・評価報告書の記述内容を構成員間で相互チェックするピアレビューを実施し、客観性の担保に努めている。なお、2020年度においては、学部・研究科と同様に、前年度のピアレビューの実績・成果を踏まえ、2020年度に限りピアレビューを行わないこととした。

このように本学の組織は、漸進的ではあるものの、組織的かつ定期的な自己点検・評価活動に取り組んでいる。

点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、中期計画の実行とカリキュラム改訂に係るカリキュラム編成作業等とを順次行うことで、改善・向上を実現することとしており、3 ポリシーを起点とした PDCA サイクルを実現している。

また、各学部・研究科の自己点検・評価活動は、原則として毎年実施しており、改善・向上の状況を把握するように努めている。なお、学部・研究科ともに全学的な方針の下で長期ビジョンに基づく中期計画を策定しているが、これらの一連の PDCA サイクルについて、中期計画と自己点検・評価、改善計画の立案及び次年度の予算計画等との連動性について、一貫した取り組みとなるようなわかりやすい明瞭な手順が十分に示されてはおらず、必ずしも自己点検・評価結果が十分に反映された次年度以降の計画に繋がっているとはいえない。

教員個人レベルにおいては、授業に関する学生からの評価として、全教員が「授業評価アンケート」を毎年実施するほか、教員自身及び教員組織の自己点検・評価を目的とした「教員活動評価」を毎年実施し、授業と教員組織のそれぞれの検証に役立てている。また、シラバスの第三者点検を毎年全科目分実施しており、授業や教員個人レベルの自己点検・評価活動を積極的に取り組んでいる。

一方、学部・研究科以外の諸組織については、各組織の事業の予算計画、中期計画の実行において考慮する等で、提言を踏まえた改善・向上に資する計画を立てることが期待されているものの、その手順を明確に示すことはできていない。

なお、大学全体の自己点検・評価活動の実施時期について、2021 年度に受審する認証評価及び 外部評価の結果を踏まえ、毎年、網羅的に実施するべきかどうか、学校法人の中期計画との連動性 を考慮しながら、再検討する必要がある。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

自己点検・評価活動の客観性、妥当性を担保する観点から、2019 年度において、全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部において、外部評価を実施した。なお、2020 年度において

も 2021 年 1 月~3 月に受審を予定している。

大学評価統括本部における外部評価については、「本部規程」第 5 条において、年1回以上外部 評価を受けることを明らかにしており、大学評価統括本部の業務と本学の内部質保証体制やそのシ ステム全般において、外部評価を受けることとしている。

また、学部・研究科の自己点検・評価活動を取りまとめる全学自己点検・評価活動推進委員会においても、2020 年 3 月に外部評価を受審した。具体的には、各学部・研究科の自己点検・評価体制のほか、ディプロマ・ポリシーをはじめとする 3 ポリシーの高水準化、学修成果測定指標の開発等、 3 ポリシーに基づく PDCA サイクルをいかに機能させているかについて、評価を受けた。

これらの外部評価結果については、本学ホームページに公表している。

各学部・研究科の自己点検・評価活動に関する外部評価については、「自己点検・評価活動推進に関する規程」第 12 条において、「中期計画の実施期間等を勘案し、外部有識者から意見を聴く」としており、各学部・研究科の計画に委ねられている。なお、2020 年度までに外部評価を受審した学部・研究科は少ないことから、今後、引き続き全学的に議論を重ね、具体的な手順や方法の明示、支援を行う必要がある。

そのほか、本学の国際化戦略の助言と認証を受けるため、国際大学協会(IAU)による ISAS2.0 を 2019 年 5 月~7 月に受審したところである。その結果、本学が実施した自己点検・評価のプロセスと 成果報告書について、高い評価を受け、「IAU が今まで実施した ISAS で受領した最も質の高い報告 書であった」旨のコメントを受けた。一方、IAU から提出された最終報告書では「2021 年のカリキュラム 改編の一環として、東洋大学は学生、教職員、及び大学全体に対してカリキュラムの国際化がもつ価値を明示し、全学科でそれを達成する総合的戦略を策定すべきである。」など、16 の勧告を受けたが、「堅実な国際化戦略の構築がなされ、具体的な目標や指標を持ち、進捗管理によって戦略的に施策の調整を行っているという証」である ISAS2.0 Learning Badge (Assessing Strategy and Monitoring Achievements)を獲得した。

また、財務に関する評価として、株式会社日本格付研究所(JCR)に財務状況の信用格付を受け、「AA(ダブルエーフラット) <安定的>」との評価を受けており、教育研究基盤を支える財務状況についても一定の社会的信用を維持している。

このように、本学の内部質保証体制について、段階的に充実を図っている状況であり、客観性、妥当性を高める取り組みについても、それぞれの委員会組織等の役割に応じて、第三者の意見をダイレクトに反映されるよう、柔軟に外部評価を実施できるように進めている。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応>

「評価結果を有益に活用すること」という第2期認証評価受審の際に示した方針を踏まえ、本学は、認証評価結果を受領した後、大学評価統括本部の下で速やかに関係委員会に検討課題に対する方向性を示すとともに、解決策に向けて取り組み、2018年度に改善報告書を大学基準協会に提出した。

改善報告書に対する検討結果では、「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。」と評価された一方、一部の研究科における「特定課題研究(論文)の審査基準が、修士論文の審査基準と同一であるため、改善が望まれる」と指摘を受けた。

このことを踏まえ、2019年5月開催の大学院研究科長会議にて速やかに情報を共有し、学長及び

大学院担当副学長が中心となって、改善の必要性と計画について協議した。その後、特定課題研究を設ける対象研究科が自律的に取り組むなかで、2019 年度内に改善するよう計画し、2020 年度以降の研究指導及び審査をするうえで、適切な審査基準の策定と明示となるよう、改善に取り組んでいる。 ISAS2.0 による評価結果については、学長の下で運営される国際連携本部会議において、課題の共有と今後の国際化戦略の策定に活かしており、2020 年7月には、16 勧告説明会、同年11月には、各学部・研究科の長、事務局長との意見交換を実施し、具体的な改善方策を協議している。

一方、文部科学省による設置計画履行状況調査については、学部及び研究科の改組や新設に伴う設置計画の履行状況について報告するとともに、その報告書を大学ホームページにて公表している。なお、現在、是正意見等は付されていない。

点検・評価項目④: 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切 に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- ○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- ○公表する情報の正確性、信頼性
- ○公表する情報の適切な更新

情報公開については、各学部・研究科の 3 ポリシー、過年度の自己点検・評価結果、認証評価結果、改善報告書、財務情報、教育研究活動を中心とした諸活動の状況を大学ホームページに適切に公表している。また、内部質保証に関する全学的方針、内部質保証に関する諸規程等を公表している。

また、学校教育法施行規則において求められている教育情報の公表についても、大学ホームページを管理する広報課が中心となり、教育情報全般を把握する学長室、大学評価支援室、大学ポートレートを所管する総務課等と教務担当課などが連携を図り、適切な情報公開となっているか、点検を行っている。

これらの情報公開については、適宜、情報を更新しており、正確かつ適切な情報の公表に努めているものの、情報公開に関する取扱い及び更新の責任部署などを明確にした規程等がなく、公表する情報の正確性と信頼性の維持において、何らかの改善をする必要がある。

点検・評価項目⑤: 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- ○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価
- ○点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用に基づく内部質保証システムの点検・評価
- ○点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価>

内部質保証システムの適切性については、大学評価統括本部において検証することとしており、2019年度は2020年3月末に、2020年度は2020年10月に、当該年度の自己点検・評価活動の総括を行うことを通じて、全学的内部質保証体制や機能について検証を行っている。総括した資料等については、大学ホームページに公表している(2020年度分は2021年4月に公表予定)。

また、2020 年 12 月には、内部質保証の在り方を考える機会として、「質保証フォーラム」を開催した。同フォーラムでは、学長自ら、本学の内部質保証体制及び質向上に向けた取り組みに係る重要な考え方を教職員に対して説明するとともに、教職員同士が所属組織の垣根を超えて、大学評価統括本部からの提言に対する改善策について、ディスカッションを行った。全学を挙げたフォーラムの開催により、199 名の教職員が参加し、今後の本学の質保証を考える有益な機会となった。

一方、2019 年度に実施した大学評価統括本部や全学自己点検・評価活動推進委員会の外部評価においては、「中期計画の進捗状況の把握管理と自己点検・評価活動との連動」を考慮すること、「自己点検・評価を年度ごとに行っていくだけではなく、より長期的なスパンで行う仕組みも必要」といった助言を受けている。このことを踏まえ、大学評価統括本部の下において、自己点検・評価活動のサイクルを再検討することとしている。

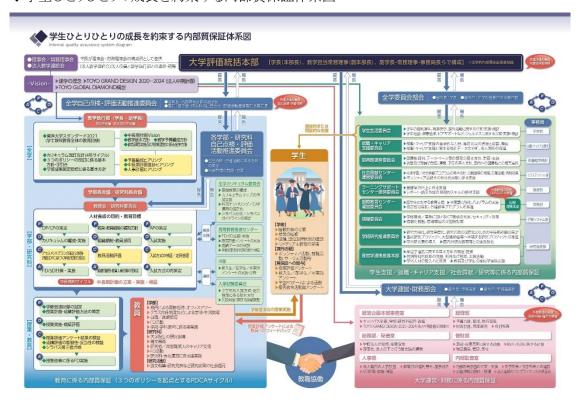
<点検・評価における適切な根拠の使用に基づく内部質保証システムの点検・評価>

2020 年度の全学的な自己点検・評価活動においては、いずれの組織においても、報告書に根拠 資料を添えて提出することとしており、根拠資料に基づいた自己点検・評価活動がなされている。な お、2019 年度までは、学部・研究科の自己点検・評価活動が主となっていたが、根拠資料の記載を 求めているものの、根拠資料の提出は義務化してはいなかった。

今後、根拠資料の提出については、各組織の負担面を考慮しながら検討する必要がある。また、 自己点検・評価報告書のフォーマットについても見直しを図り、外部評価でも「中期計画の進捗状況 の把握管理と自己点検・評価活動との連動」が指摘されているように、要点をおさえた効率的な自己 点検・評価活動となるように改めていく必要がある。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学の内部質保証の体系をより客観的に把握し、全学で共有を図ることを目的として、「学生ひとり ひとりの成長を約束する内部質保証体系図(以下、内部質保証体系図)」を大学評価統括本部にお いて作成した。



この体系図の作成を通じて、各組織間の関係性や点検・評価体制の漏れを確認することが可能となった。

なお、本学の内部質保証体系図は、学部・研究科を中心とする内部質保証の体系を明らかにすることに留まらず、学生を中心に据えて、教学組織、法人組織のすべての自己点検・評価体制を含めて、一体的に示すこととした。これは、学生の成長を支える組織同士が有機的に連携し、一体となって質保証に取り組むことを企図するものであり、また本学の全学的な内部質保証体制の全容を表現することを通じて、各委員会の役割を共有することに活かす目的を果たしている。

なお、内部質保証体系図を掲載したパンフレットを学長及び内部質保証担当副学長、教学担当常 務理事のメッセージを添えて、本学の専任教職員に配付するとともに、大学ホームページに公表する ことで、共有を図っている。

2020 年 12 月に開催された「質保証フォーラム」では、大学評価支援室長から、学部・研究科の中長期計画の進捗把握と併せ、自己点検・評価活動に基づいた予算計画に反映される仕組みについて提案している。今後、学長の下で、それぞれの取り組みが連動しやすい仕組み、中期計画書や自己点検・評価報告書、予算要求書との連関性について、具体的に取り組んでいくこととしている。

(2)長所•特色

全学的な内部質保証を推進するうえで、「学生ひとりひとりの成長を約束する」ことを掲げ、学部・研究科等の教育研究組織及び関連する部局の自己点検・評価に関する「全学的方針」を定めるとともに、学長を中心とする教学執行部と法人及び事務局が一体となった内部質保証体制を構築している。

また、内部質保証推進組織である「大学評価統括本部」は、教学組織と法人組織の要職で編制しており、本学の100を超える組織の自己点検・評価活動の結果を「大学評価統括本部」の本部長である学長自らが点検したうえで、提言内容を執筆するとともに、各組織の長と提言内容に係る意見交換を実施している。

外部評価について、本学は独立的な外部評価委員会を別途設けるのではなく、「全学的方針」等に示された各責任主体や役割に応じて、その委員会等のなかで外部評価を採り入れることで、外部有識者の意見がダイレクトに組織に伝わる仕組みとしている。

また、各学部・研究科における外部評価については、「自己点検・評価活動推進に関する規程」第 12 条に「全学委員会並びに学部及び研究科ごとの委員会は、自己点検・評価活動に係る客観性及 び妥当性を高めるため、中期計画の実施期間等を勘案し、外部有識者から意見を聴く」と定めており、 今後、外部評価の実施と活用が期待される。

学修成果の測定指標については、カリキュラム改訂のロードマップに位置づけて取り組むことにより、各学部・研究科ともにディプロマ・ポリシーの項目ごとに測定指標を定めている。現在、学部においては、各データの集計や把握を円滑に行うことができるよう、高等教育推進センターが支援機能を担っており、今後、カリキュラムの検証等に活かしていくことが期待される。また、学部では 4 年サイクルとなっているカリキュラム改訂時期を目安として、測定指標の妥当性の検証と必要な改善を図ることで、学生が「何ができるようになったか」を可視化することができる教育プログラムの検証ツールとしての確立が期待される。一方、研究科においては、測定指標に基づいた成果物やデータ等の収集時期の確認を進めている。

新型コロナウイルス感染症対策については、学長を委員長とし、教学担当常務理事、副学長、全学部長、全事務局部長等で構成される新型コロナウイルス感染症対策委員会を発足し、教育研究活動における安全管理を最優先するために、全学で協議できるように整えている。なお、予算措置や体制整備に係る迅速な対応を図るため、同委員会で協議された内容は、常務理事会にすみやかに上程することが可能となっている。また、同委員会では、教育研究活動のほか、教職員の勤務や出張、学生の厚生補導に係る運営についても協議することが可能となっており、刻一刻と変化する感染情報に対応可能な仕組みとなっている。なお、同委員会は、新型コロナウイルス感染症が終息した時点で解散することとしている。

(3)問題点

本学の内部質保証体制は2019年度から段階的に充実を図っている状況であり、本学の全組織の自己点検・評価活動がなされる仕組みとはなっていない。また、各学部・学科、各研究科・専攻で長期ビジョンに基づく計画策定及び推進する中期計画について、その進捗状況の把握と計画に対する予算措置の把握は、各組織や教学執行部で行っているものの、自己点検・評価活動、カリキュラム改訂その他必要な教育改善措置との連動性が必ずしも明確となっていない。

この問題点を踏まえ、3 ポリシーを起点とした PDCA サイクルを実現していくためには、各学部・研究科の目的及び教育目標を踏まえ、カリキュラム改訂のロードマップを軸に、自己点検・評価活動のメリハリを付けていく必要がある。また、その要点として、学修成果の測定結果を評価するとともに、入学から卒業に至るまでの教育活動を点検したうえで、必要な改善を中期計画に織り込んでいくことが求められる。これらの一連の流れが学部・研究科に解りやすく示されていき、運営プロセスが教職員間で共有されていく工夫が必要である。学部では、カリキュラム改訂が4年サイクルとなっていること、研究科では、毎年必要に応じてカリキュラム改訂が行われていることを踏まえ、それぞれの性格に応じた実効性ある運用方式に組み立てなおすことが課題である。

学部及び研究科ごとの外部評価については、「自己点検・評価活動推進に関する規程」に明確になっているものの、理工学部機械工学科の JABEE、食環境科学研究科の外部評価委員会によるカリキュラムや学修成果に関する外部評価など、実施が一部に留まっている。なお、2020 年 11 月に行われた学長による学部長等との自己点検・評価活動等に関する意見交換では、2021 年度以降に外部評価を実施する意向を示す学部が見受けられたことから、今後、各組織の外部評価の計画策定及び実施手順の明確にするなど、全学的な支援等が必要である。

組織的な課題として、私立学校法に基づき、学校法人の事業に関する中期的な計画の策定及びその検証等について、認証評価結果を踏まえた対応が求められることから、全学的な内部質保証推進組織である大学評価統括本部と理事会及び常務理事会等の意思決定機関との関係を明確にする必要がある。また、学部・研究科以外の自己点検・評価の時期等についても、中期計画等の検証と併せて行うなど、効率的な検証プロセスの確立が必要である。

また、情報公開については、適宜、情報を更新しており、正確かつ適切な情報の公表に努めているものの、情報公開に関する取扱い及び更新の責任部署などを明確にした規程等がなく、公表する情報の正確性と信頼性の維持において、管理規程の制定等の改善をする必要がある。

(4)全体のまとめ

前述のとおり、これまで本学は、学部・研究科を中心に自律的な自己点検・評価活動を推進してきたものの、全学的な内部質保証推進体制の整備は不十分な状況であった。

一方、2019年度は、学部を中心とした全学的なカリキュラム改訂期(2021年度)の準備期間として、大きなターニングポイントであるとともに、学部・学科の下で策定する第3期中期計画の施行(2020年度)と、文部科学省スーパーグローバル大学創成支援事業の中間評価(2020年度)に向けた施策等とを一体的に進める必要があった。

このような状況下、学長による教職員に向けた年頭の挨拶(2019年1月)や学長フォーラム(2019年8月)にて、上記の施策の一体的な推進と、3ポリシーを起点したPDCAサイクルの重要性について、全学的に示されたことにより、全学を挙げて取り組む意識が学内において徐々に高まり、内部質保証体制の整備等に着手できた。また、2020年度の新型コロナウイルス感染症が蔓延するなかにおいても、改革の契機を逃すことのないよう、学長のリーダーシップの下で、全学を挙げた「質保証フォーラム」を開催するほか、学長自らが各組織の長と意見交換をするなど、段階的に内部質保証の機能について充実を図るよう努めてきた。

本学は、2019 年度以降、内部質保証体制の見直しと整備をしたばかりであり、内部質保証を十全に機能させるためには、まだ改善点や充実すべき点がある。

具体的には、各組織の理念・目的の達成に向けて、カリキュラム改訂や中期計画の実行と自己点検・評価活動を連動させていきながら、自己点検・評価活動を硬直化させないよう工夫が必要である。そのためには、「全学的方針」に示している「教育の質保証について、組織内の意識の醸成と涵養を図るとともに、学生の成長及び教育研究力の向上に資するよう、教職協働の下で、学内の有機的な連携関係を形成する」ことを重視し、研修活動その他の工夫により学内文化の醸成を図るほか、従来の手順や規則の見直し、組織間の連携等の最適化を図っていく必要がある。

さらに、学習者本位の教育研究活動となるよう、従来の運営方法や業務のやり方を見直し、限られたリソースのなかで諸活動に専念することができるよう、DX(デジタル・トランスフォーメーション)と呼ばれる、デジタルを十分に活用した取り組みが必要である。学生を成長させるために、教育研究活動に本質的に教職員が向き合うことができるよう、大学運営の観点から着手していくことが必要である。

上記に併せて、本学の内部質保証システムの機能を高めるために、外部評価を各組織に柔軟に採り入れていく必要がある。具体的には、3 ポリシーの検証、カリキュラムや中期計画の実行と検証、新たな目標や計画の策定といった一連の PDCA サイクルの実行において、効果をもたらす外部評価の実施が求められる。これらを推進する際には、様々な教学施策と連動させ、検証プロセスの最適化を図り、過度な負担や二重、三重の作業を生じさせない工夫が必要である。今後、具体的な手順や方法を大学評価統括本部及び全学自己点検・評価活動推進委員会で協議していくこととする。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりもたらされた教育研究活動の大きな変化は、危機ではなく、契機としなくてはならない。2020年12月に大学評価統括本部が主催した「質保証フォーラム」は、その契機の起点として位置付けて、本学の教育研究活動の在り方を継続的に考える機会を創出していくこととする。

【参考資料】大学評価統括本部の運営に関する外部評価実施要領

第1 目的

この要領は、東洋大学大学評価統括本部規程(以下「規程」という。)第 5 条に基づき、東洋大学 (以下「本学」という。)の内部質保証体制及び運営に関する外部評価の実施にあたって必要な事項 を定めることを目的とする。

第2 外部評価の対象及び評価基準等

外部評価は、本学の内部質保証体制及びそのシステムの有効性について、客観性及び妥当性を高めるために実施するものとする。

外部評価の評価基準及び点検・評価項目は、認証評価機関である公益財団法人大学基準協会 が定める大学基準を踏まえるものとし、以下のとおりとする。

【評価基準】

基準2 内部質保証(大学基準協会が定める第3期大学基準)

【点検·評価項目】

- (1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。またその方針は適切であるか。
- (2) 全学的な内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。
- (3) 全学的な方針及び規程等に定められた手続に基づき、内部質保証体制を構築し、そのシステムは有効に機能しているか。
- (4)教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況及び自己点検・評価結果等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- (5) 内部質保証体制及びそのシステムの有効性に関する適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

第3 外部評価者の選出

外部評価を行う有識者は以下の分野を考慮し、大学評価統括本部にて協議のうえ選出する。選出 人数は若干名とし、複数の外部評価者となるよう努めるものとする。

- (1) 高等教育に関する識見の高い方
- (2)大学行政に関する識見の高い方
- (3) 企業等の産業界において教育機関の管理及び運営に関する識見の高い方
- (4) その他大学評価統括本部において必要と認める方

第4 外部評価の実施手順等

1. 手順

外部評価は原則として書面評価とし、以下の手順に基づき、実施する。

(1) 依頼

① 大学評価統括本部の下で取りまとめた調書及び根拠資料を外部評価者に電子データにて 送付する。 ② 外部評価者は、調書及び根拠資料等の本学に関する情報について、外部評価の目的以外は使用せず、第三者に開示または漏洩してはならない。なお、評価終了後に当該電子データ等は削除する。

(2) 評価期間中

外部評価者は調書及び根拠資料に関する照会または追加資料の請求を行うことができる。

(3) 提出

外部評価者は調書及び根拠資料をもとに、第 2 に示す大学基準及び点検・評価項目に即して評価を行い、別に定める外部評価報告書に評価内容を記載のうえ、大学評価統括本部に提出する。

(4) 意見交換

大学評価統括本部は、外部評価者を招聘し、評価結果に関する意見交換を行う。日程の調整 等が困難な場合は、後日ヒアリングを行うなど、外部評価結果の内容について、適切に把握す るよう努める。

(5) 学内共有及び公表

大学評価統括本部は、外部評価の結果について、学内で共有するとともに、大学ホームページにて公表する。公表にあたっては、外部評価結果に対する見解を添えて公表する。

2. 総合評定及び所見

- (1)外部評価者は、別に定める外部評価報告書に、点検・評価項目ごとに所見(コメント)を記すとといて、総合評定を付す。
- (2)総合評定は以下の基準をもとに付す。
- S:本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築 されているとともに、そのシステムの有効性が極めて高いことが調書・根拠資料等で証明され ている。
- A:本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築されており、そのシステムは概ね有効に機能している。
- B:本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制とそのシステムの有効性において、やや不十分な点があり、改善が求められる。
- C:本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が構築されているとはいえず、抜本的な改善が求められる。

第5 外部評価結果の活用

外部評価により、内部質保証システムの在り方や自己点検・評価の手順等の改善の必要性について指摘された場合、大学評価統括本部は、大学評価統括本部の下に置く部会等に報告するとともに、必要な改善方策について協議する。

第6 外部評価者の謝金及び出張旅費

外部評価者への謝金及び出張旅費は、東洋大学講師謝礼(報酬等)の支払い基準に基づく謝金 及び学校法人東洋大学教職員旅費規程に基づく出張旅費を支給する。

第7改正

この要領の改正は、大学評価統括本部の承認を得るものとする。

第8 その他

外部評価者との必要な連絡、調整については、大学評価支援室が行い、外部評価の円滑な運営に努めるものとする。

 2020年2月13日 東洋大学大学評価統括本部 承認

 2020年12月15日 東洋大学大学評価統括本部 改正承認